



さいたま桜高等学園

進路だより

平成30年12月11日(火) 第12号



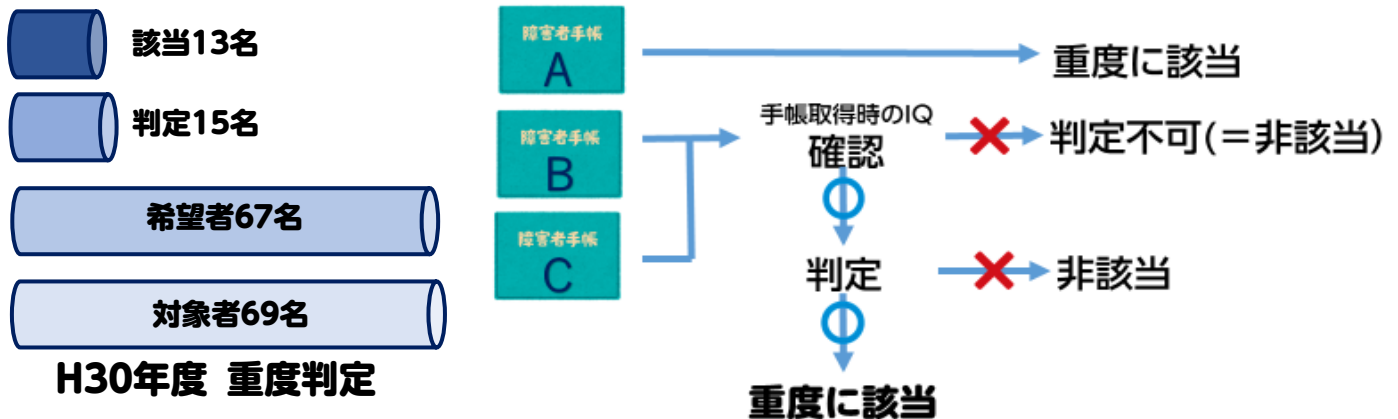
重度判定…って!?

障害者職業センターで行われる重度判定とは障害の程度を表す療育手帳の等級とは違い、障害者雇用促進法に基づき、作業の効率や工程の見通し、職場の人間関係等、仕事を円滑に続ける上で支援が必要かどうかを判定するものです。

知的に軽度でも仕事をする上で支援が必要=雇用制度上の重度という考え方です。

さいたま桜では3年生の夏休みに希望者が判定を受けています。今年度は対象者69名のうち最終的に67名が判定を希望しました。そのうち、15名が判定に進み、13名が該当となりました。

一度該当と判定されると生涯有効で、企業は障害者2名を雇用したことになるので、結果的に本人にも有利にはたらくことも多くあります。数年前から「重度判定、持っていますか?」と尋ねる企業や「入社までに受けてみてください。」「重度を持っていれば、コピーを提出してください。」という企業も増えています。



重度判定に対する理解が浸透し、今年度も97.1%のご家庭が判定を希望しましたが、該当者が例年の約半数となりました。“重度”という響きに抵抗感はありますが、制度の内容をよく理解して受けておく本人のメリットとなることもありますので、来年、再来年対象となる1、2年生は今から相談し、考えておきましょう。

第2回 障害者雇用セミナー

12月4日に146名の企業、関係諸機関の皆様が参加され、障害者雇用セミナーが開催されました。今回は前半の分科会に続き、ユニクロ、GUなどを展開するファーストリテイリングの人事部山崎桜様に御講演いただきました。雇用する企業や支援する教職員に多くをご教授いただきました。

また、生徒の皆さんには先生や親に言われたからではなく、**自分自身がここで働きたい!この仕事が好き!!**

と決意して就職しないと長く働き続けることは難しいと話されていました。

